



宮城県・
旭プロダクション

モニターだより

＜みやぎ食の安全安心消費者モニターについて＞ 食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等、県が実施する行事にご参加いただき、食の安全安心に関する正しい知識を身につけていただいております。

【開催報告】食の安全安心セミナー(仙台会場)

平成30年2月15日(木)、仙台市で「食の安全安心セミナー」を開催しました。今回は、2つのテーマを取り上げ、2部構成の研修会として開催しました。

第1部では、医師、野菜ソムリエ上級プロ、みやぎ食育アドバイザーの宮田恵氏を講師にお迎えし、「野菜と果物の機能性でアンチエイジング」と題して、野菜・果物の効果的な摂取方法や、野菜・果物の機能性などについて、ご講演いただきました。自家製と市販の野菜ジュースの比較や、薬理的機能の期待される食品成分が作用するメカニズムを解説していただきながら、一つの成分にとらわれず、丸ごと食材を食べること、野菜・果物の品質にこだわりを持つこと、いろいろな食材をバランスよく食べることなど、「アンチエイジング」という視点から野菜や果物について考える、とても貴重な機会になったのではと思います。参加された方々からは、「アンチエイジング食が大事なことを数値を交えてご説明いただいて、良く理解できた」、「アンチエイジングという切り口でお話を聞ける機会はあまり無いので良かった」といった感想が寄せられました。



第2部では、消費者庁食品表示企画課より講師をお招きし、「新たな加工食品の原料原産地表示制度について」と題して、加工食品の表示の基本的な見方と、昨年9月に施行された、新たな原料原産地表示制度について、ご講演いただきました。加工食品の表示の基本的な見方については、「名称」、「原材料名」、「内容量」等の表示項目を1つ1つ説明していただきました。また、新たな原料原産地表示制度については、平成34年3月末までは猶予期間とのことですが、使われている原材料の中で、最も多い原材料の産地や製造地が表示されることなどを説明していただきました。参加さ



れた方々からは、「なんとなく理解していた部分がだいぶクリアになった」、「丁寧に説明して下さったのでよく分かった」といった感想が寄せられました。

←↑
講演の様子と
当日の資料(第2部)

平成29年度は、この他、平成29年10月20日に大崎市で「健康食品の安全性と有効性」をテーマに、平成29年11月1日に仙台市で「今、改めて考える食品中の放射性物質に対する現状と取組」をテーマに食の安全安心セミナーを開催しました。

今年度も食の安全安心セミナーを開催する予定です。

詳細が決定次第、お知らせする予定ですので、ご家族、ご友人をお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

- **食の安全安心セミナー開催状況** <https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/semina2.html>

【募集】みやぎ食の安全安心推進会議公募委員

県では、本県における食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進条例に基づき、みやぎ食の安全安心推進会議を設置しています。平成30年8月に、現8期の委員の方々の任期が終了するため、第9期みやぎ食の安全安心推進会議の公募委員2名を募集します。

- **内容**：食の安全安心の確保に関する基本的な計画に基づく施策の評価や、本県が策定する宮城県食品衛生監視指導計画に対する意見を伺います。
- **応募資格**：以下の条件を全て満たすこと
 - ・県内に在住又は在勤・在学している満20歳以上（平成30年9月1日現在）の方
 - ・食の安全安心確保対策に関心のある方
 - ・平日に開催される推進会議（年3回程度、1回あたり2時間程度）に出席可能な方
- **任期**：平成30年9月1日～平成32年8月31日（2年間）
- **応募方法**：所定の応募用紙に必要事項を記入し、食の安全安心に関する意見又は提言（800字程度）を添えて持参、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。
- **募集期間**：平成30年5月1日（火）～ 5月30日（水）（必着）
- **提出先**：宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課 食品企画班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
FAX：022-211-2698 電子メール：syokua@pref.miyagi.lg.jp
- **選考方法**：応募書類による一次選考を行ったのち、一次選考通過者に対しグループ討議と個人面接による二次選考を行います。選考結果は応募者全員に通知します。

みなさまからのご応募
お待ちしております！



【協力依頼】 みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査

県では、毎年モニターの皆様の食の安全安心に関する意識を把握し、施策へ活用させていただくため、アンケート調査を実施しております。

6月頃（予定）にアンケートを送付させていただく予定です。今年度もご協力のほど、よろしくお願いいたします。

◆ 監視指導業務ではこんなことをしています

県では、農水産物などの生産から加工食品などの製造や流通までの各段階において、関係法令が適切に守られているかどうか、監視や助言、検査を行うことによって食の安全の確保を図っています。今回はこれらのうち、当課が担当している食品の製造・加工・調理と流通段階の監視指導についてご紹介します。

(1) 食品関連事業者に対する監視指導

県内に流通する食品の安全性を確保するため、食品衛生法などにに基づき、食品衛生監視員が事業者に対し監視指導を行います。監視指導は、取扱い食品、製造工程、施設規模、食中毒や不良食品の発生状況等を考慮し、「宮城県食品衛生監視指導計画」に基づいて実施しています。監視指導により法の規定に違反している状況を発見した場合は、直ちに改善指導を行います。さらに、法違反の状況で作られた食品が残っている場合には、その食品が販売されたり使用されたりしないよう関係自治体と連携し、必要な措置を行います。

(2) 食品等の収去検査等

食中毒の発生防止や不良食品の排除、適正表示の推進など、食品の安全性を確保するため、食品衛生法や食品表示法などに基づき、県内で生産、製造・加工された食品や輸入食品、広域流通食品について、収去検査を実施しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故以降は、放射性物質基準値超過食品の流通を防ぐため、放射性物質検査も実施しています。もし収去検査によって違反が発見された場合には、その食品が販売されたり使用されることがないように、関係自治体と連携し、必要な措置を行います。

(3) 食中毒等健康被害発生時の対応

食中毒が疑われる旨の連絡があった場合は、調査対象となる方の最寄りの保健所の食品衛生監視員が、いつ・どこで・誰と・何を食べたかなどについて聞き取り調査を行い、施設を管轄する保健所や他の自治体と連携をとりながら原因究明調査を行います。また、健康被害の拡大を防止するために、報道機関への情報提供を行うこともあります。

(4) HACCPの普及推進

HACCP（ハサップ）による衛生管理は、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、異物混入などの問題が特に起きやすい工程を把握し、それらの工程を集中的に管理することで最終製品の安全性を確保しようとする手法です。国は、現在、原則として全ての食品関連事業者に、従来の一般的な衛生管理に加えてHACCPによる衛生管理の実施を求めるよう制度化を進めることとしています。県では、食品関連事業者へのHACCPの導入推進を図るため、県で定める基準を満たした県内（仙台市を除く）の事業者を認証

●「宮城県食品衛生監視指導計画」って何？

食品衛生法に基づいて県が行う食品関連事業者への監視指導の実施について、年度ごとに策定しているもの。計画策定にあつてはパブリックコメントを募集し、県民の皆様の意見も伺いながら内容に反映させている。

●「食品衛生監視員」ってどんな人？

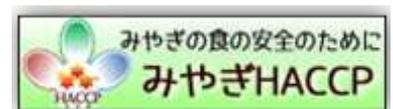
食品に関する衛生上の危害を防止するために、食品関連営業施設の監視指導や、食品・添加物などの収去検査を行う、薬剤師・獣医師等の資格を持った自治体職員のこと。本県では、県の機関である7保健所2支所や食肉衛生検査所などに配置されている。



↑ 検査用食品を取りに伺う食品衛生監視員

●「収去検査」ってどういう検査？

食品衛生法に基づく食品の抜き取り検査。県内で製造・販売されている食品や輸入食品及び広域流通食品について、食品衛生法等で定められている基準に適合しているかどうかや、食中毒の原因となる微生物や有害物質が含まれていないかなどを検査することで食品の安全性を確保するもの。



次ページへ続く ⇒

する『みやぎ食品衛生自主管理認証制度（みやぎHACCP）』を推進しています。事業者の方々がHACCPを導入しやすくなるよう、事業者向けの研修会を開催したり、相談をお受けしているほか、消費者の皆様にもHACCPのことを知っていただけるようにチラシを作成・配布したりしています。

監視指導業務は年間を通して実施していますが、夏期や年末等一定の時期を定めた集中的監視指導も行っています。



↑ HACCPに関する
チラシ



↑ 事業者向けHACCP研修会の様子

（５）夏期及び年末の監視強化

食中毒が多発する夏期や食品流通量が増加する年末には、重点的な監視指導を行っているほか、6月15日から7月14日までの期間を食中毒予防月間としています。予防月間中には各保健所・支所が主体となり、（公社）宮城県食品衛生協会などと連携しながら、食品関係事業者に対する監視指導の強化や家庭における食中毒予防の啓発などを行うことにより、食中毒の未然防止を図っています。

◆ 監視指導等の実施状況をお知りになりたい方へ

当課ホームページで施設の監視指導や食品検査の実施状況を公開しています。ご興味のある方はぜひご覧ください。

【食品衛生監視指導計画（計画及び実施結果）】 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/keikaku.html>

◆ 消費者の皆様を対象とした業務も行っています

県内の保健所・支所では、食品衛生に関する消費者の皆様からの相談業務も行っています。

（１）食中毒予防等の啓発活動

県民の皆様へ食品衛生について広く知っていただけるよう、食中毒予防やノロウイルスなどについてのパンフレット・チラシを作成しています。保健所・支所やイベントで配布していますので、ぜひご覧ください。また、夏には気温や湿度の上昇により食中毒が増加しやすいため、食中毒注意報を発令するほか、街頭で注意を呼びかける等の活動を行っています。



↑ ノロウイルス、食中毒予防
に関するチラシ

（２）食品に関する苦情等への相談対応

購入した食品を食べようとしたときに腐敗等の品質劣化が見受けられたり、異物が発見されたりした場合には、その食品に表示してある製造者や販売者に問い合わせを行うことが一般的ですが、お住まいの最寄りの保健所・支所でも相談を受け付けています。保健所・支所では、現物を見せていただきながら発見時の状況や保管方法等について詳細に聞き取りを行います。その結果、製造から販売までの過程における不備が疑われる場合※には、その製造所等を管轄する保健所・支所が立ち入り調査等を行い、原因を調べ、相談者の方へ調査結果を報告します。

※ 開封後長期間経っていたり、既に何度も使用している場合等は原因究明が極めて困難であるため、調査を受け付けられない場合があります。

他にも食品衛生に関する様々な相談を受け付けています。お困りのことがありましたら、最寄りの保健所・支所にご相談ください。

編集後記

祖父母の家での土入れと種まきの手伝いが終わり、春を感じるこの頃です。今年度から消費者モニター制度事業を担当いたします、佐藤です。どうぞよろしく願います。（佐藤）

宮城県 環境生活部 食と暮らしの安全推進課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話：022-211-2643 FAX：022-211-2698
Eメール：syokua@pref.miyagi.lg.jp
ホームページ：https://www.pref.miyagi.jp/site/annzennanshinn/monita.html